

米子工業高等専門学校高等専門学校以外の教育施設等における学修等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、米子工業高等専門学校学則(以下「学則」という。)第15条第3項の規定に基づき、米子工業高等専門学校(以下「本校」という。)の学生の高等専門学校以外の教育施設等における学修等、及び国立高等専門学校間単位互換制度に関し、必要な事項を定める。

2 国立高等専門学校間単位互換制度にもとづく学修に関しては、国立高等専門学校間単位互換の推進に関する実施方針を準用するものとする。

(学修手続)

第2条 学生は、大学における学修又は第3条第1項第1号から第3号及び第5号に規定する教育施設において学修しようとするときは、高等専門学校以外の教育施設等における学修許可願(別紙様式第1号)に関係文書を添えて、校長の許可を受けなければならない。

2 校長は、前項による願い出が教育上有益と認めたときは、認可するものとする。

(文部科学大臣が別に定める学修)

第3条 学則第15条第1項に規定する文部科学大臣が別に定める学修とは、次の各号に掲げる学修をいう。

(1) 大学又は短期大学の専攻科における学修

(2) 高等専門学校の専攻科における学修

(3) 専修学校の専門課程のうち修業年限が2年以上のものにおける学修で、校長が高等専門学校教育に相当する水準を有すると認めたもの

(4) 文部科学大臣の認定を受けた技能審査の合格に係る学修で高等専門学校教育に相当する水準を有すると校長が認めたもの

(5) その他の学修で、高等専門学校教育に相当する水準を有すると校長が認めたもの

2 前項の学修には、校長が適切と認める技能検定及び資格試験等のために教員の指導の下で演習等の学修を行い、合格し、又は認定されたもので、当該学修が前項各号に掲げる学修に相当

する水準を有すると校長が認めたものを含むものとする。

(単位認定申請)

第4条 学生は、大学における学修又は前条に規定する学修を行い、単位の認定を受けようとするときは、高等専門学校以外の教育施設等における学修単位認定申請書(別紙様式第2号)に、当該学修を行った教育施設等の長の交付する単位修得証明書、成績証明書又は合格証書等を添え、認定を受けようとする授業科目の担当教員を経て、校長に申請するものとする。

2 校長は、前項の規定により申請のあった学修について、相当する単位を本校における授業科目等の履修とみなし、単位の修得を認定することができる。

3 前項の規定に基づき認定することができる授業科目及び単位数は、別表に定める試験等の種類ごとの級・得点に対応する授業科目及び単位数とする。ただし、同一の試験等の種類で複数の級に合格した場合は、上位の級に対応する単位数とする。

附 則 （平成１６年４月１日規則第５３号）

１ この規則は、平成１６年４月１日から施行する。

２ 米子工業高等専門学校高等専門学校以外の教育施設等における学修等に関する規則（平成５年規則第３号）は廃止する。

附 則 （平成２５年３月１１日規則第５号）

この規則は、平成２５年３月１１日から施行し、平成２４年４月１日から適用する。

附 則 （平成２９年１２月６日規則第２１号）

この規則は、平成２９年１２月６日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。

附 則 （令和元年１１月６日規則第９号）

この規則は、令和元年１１月６日から施行し、平成３１年４月１日から適用する。

附 則 （令和２年２月５日規則第２号）

この規則は、令和２年２月５日から施行し、平成３１年４月１日から適用する。

附 則 （令和２年５月７日規則第９号）

この規則は、令和２年５月７日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附 則 （令和４年９月２１日規則第２９号）

この規則は、令和４年９月２１日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

別 表

試験等の種類	級・得点・期間	認定科目名称	単位数	
			一般科目	専門科目
実用英語技能検定	準２級	英語自由 選択	2	
	２級		3	
	準１級		6	
	１級		8	
技術英語能力検定 （工業英語能力検定） ※【 】内は工業英語 能力検定の級	３級【４級】		1	
	２級【３級】		2	
	１級【準２級】		3	
	準プロフェッショナル 【２級】		4	
	プロフェッショナル 【１級】		6	
TOEIC	Bridge 63 点以上 ※令和元年度までは130 点以上		1	
	400 点以上 500 点未満		2	
	500 点以上 600 点未満		3	
	600 点以上 700 点未満		4	
	700 点以上 750 点未満		5	
	750 点以上 800 点未満		6	
	800 点以上 900 点未満		7	

	900 点以上		8	
実用数学 技能検定	準 2 級	数学自由 選択	1	
	2 級		2	
	準 1 級		3	
	1 級		4	
海外研修	5 日以上 9 日以下	海外研修	1	
	10 日以上		2	
海外インターンシップ	5 日以上 9 日以下	海外インターン シップ		1
	10 日以上			2
放送大学の外国語科目		(放送大学の科 目名称)	2	

備考 1 英語自由選択の単位として認定できるのは合計 8 単位を上限とする。

- 2 技術英語能力検定 3 級（工業英語能力検定 4 級）取得による単位認定は、第 2 学年までの合格に限る。
- 3 TOEIC Bridge による単位認定は、第 3 学年までの取得点数に限る。
- 4 実用数学技能検定は部分合格を除く。
- 5 海外研修（語学・文化研修）及び海外インターンシップ（就業体験・大学体験）は、事前に①高等専門学校以外の教育施設等における学修許可願を実施計画書と共に提出し校長の許可を得ること。また、参加終了後は②高等専門学校以外の教育施設等における学修による単位認定申請書を修了書（または証明書）及び報告書と共に提出すること。なお、海外研修及び海外インターンシップとして単位認定できるのは、それぞれ合計 2 単位を上限とする。
- 6 放送大学の外国語科目の単位認定は、本校で開設していない外国語に限る。